

『司法試験・予備試験 伊藤真の速習短答過去 民法 第3版』(法学書院) 訂正表
2020年4月11日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
205頁	表、「抵当権の順位」の「譲渡」「放棄」の具体例	B→C	B→E

『司法試験・予備試験 伊藤真の速習短答過去 刑法 第3版』(法学書院) 訂正表
2021年5月14日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
12頁	表「積極的属人主義」の行中「注意すべき適用がない例」の列内	暴行罪, 単純遺棄,	暴行, 単純遺棄,
105頁	記述の2中、1行目	いわゆる喧嘩闘争において	いわゆるけんか闘争において
291頁	下表「非包含説①」の行中「故意のある場合の処断」の列内	○殺人の故意がある場合 →強制性交等致傷・ 殺人の観念的競合	○殺人の故意がある場合 →強制性交等致死・ 殺人の観念的競合
291頁	下表「包含説①」、「包含説②(団藤)」、「折衷説」の各行中「故意のある場合の処断」の列内	→強制性交等致傷一 罪(181Ⅱ, 5年～無期)	→強制性交等致傷一 罪(181Ⅱ, 6年～無期)
301頁	右端のインデックス	2章 自由に対する罪	3章 名誉・信用に対する罪
363頁	上から17行目	横領罪が成立するとしている (大判大3. 5. 30)。	横領罪が成立するとしている(大判明44. 4. 17)。

『司法試験・予備試験 伊藤真の速習短答過去 民事訴訟法 第3版』(法学書院) 訂正表
2020年5月17日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
28頁	記述5の解説文	そして、これによって両親の法定代理権は消滅するから、本記述の場合、両親は法定代理人として訴訟行為をすることはできない。	なお、これによって両親の法定代理権は当然に消滅するわけではなく、本人又は両親から相手方に通知することで消滅の効力を生じる(36条1項)。

『司法試験・予備試験 伊藤真の速習短答過去 憲法 第3版』(法学書院) 訂正表
2021年5月4日現在

ページ	箇所	現表記(誤植)	正しい表記
226頁	下から2行目	法律案の議決は条約の承認	条約の承認は法律案の議決